

芝浦工業大学校友会機械工学科同窓会支部 会則

第1章 総則

第1条 本会は芝浦工業大学校友会機械工学科同窓会支部と称する。

第2条 本会は本部を東京都江東区豊洲3丁目7番5号芝浦工業大学機械工学科内に置く

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦を通して芝浦工業大学校友会の発展に寄与すると共に、芝浦工業大学機械工学科のよき伝統を伝承し、社会に貢献することを目的とする。

第4条 本会は目的達成のために下記の事業を行う。

1. 会報の発行
2. 同窓会の開催
3. 幹事会の開催
4. 在校生との懇親会の開催
5. 講演会、旅行会、懇親会の開催
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第3章 会員及び会費

第6条 本会は会員、推薦会員及び特別会員で構成する。

第7条 会員は芝浦工業大学機械工学科及びその前身である芝浦工業専門学校機械科のいずれかを卒業した者。

第8条 推薦会員は本会の趣旨に賛同するもので、本会において承認された者。

第9条 特別会員は機械工学科の選任教員である者あるいは教員であった者。

第10条 会員及び推薦会員の会費は年額3,000円とする。

第4章 役員及び職員

第11条 本会の下に下記の役員を置く。

名誉会長	1名
顧問(主任教授)	1名
支部長	1名
副支部長	3名
幹事	各学年及びクラス別に1名以上
会計監査	2名

第12条 支部長は本会を代表し会務を統括する。

第13条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 幹事は支部長の命により各学年及びクラスの会務を遂行する。

第15条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし重任を妨げない。また役員に欠員を生じたる場合、補欠として就任したもののは任期は、前任者の残存期間とする。

第16条 役員の選出は下記により行う。

1. 支部長、副支部長は、幹事会での互選による
2. 幹事は、学年別、クラス別のクラス会での互選により各 1 名以上選出する。
3. 幹事は、原則として東京周辺に在住するものから選出する。
4. 会計、名簿及び庶務担当は、幹事会において、幹事から選出する。
5. 会計監査は、支部長が任命する。
6. 名誉支部長は、幹事会での多数決によって決定する。
7. 顧問は、幹事会の議を経て、主任教授に委託する。

第 17 条 職員は常置しないが、会報、通信などの作成、頒布時に必要に応じて、雇用するものとする

第 5 章 総会、幹事会

第 18 条 総会は支部長が招集する。 総会は原則として毎年 4 月に開く。

第 19 条 総会の議事は、出席会員の過半数によりこれを決める。

第 20 条 幹事会は、支部長が必要と認めたときに召集する。

第 6 章 資産及び会計

第 21 条 本会の資産は、会費、寄付金その他の収入から成る。
本会の事業遂行に要する費用はこれにより支弁する。

第 22 条 支部長は、事業年度間の収支決算を総会に報告し承認を求めると共に、年 1 回これを各会員に報告する

第 23 条 会計監査は、事業年度間の収支決算を監査し、その結果を総会に報告する。

平成 23 (2011) 年月 16 日 改正

この会則の記載事項に誤りがないことを証明する。

平成 23 年 10 月 16 日 支部長 畠中總一郎 印(神奈川県川崎市宮前区野川 2990-2)